高知県特定非営利活動法人の認証後未登記団体に対する対応方針

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第12条第1項の規定により知事の設立の認証を受けたにもかかわらず、法第13条第1項に規定する設立の登記を行わない団体(以下「認証後未登記団体」という。)に対しては、原則として次のとおり対応する。

- 1 設立の認証があった日から2月を経過しても法第13条第2項及び高知県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年高知県条例第43号。以下「条例」という。)第5条の規定による届出がないときは、認証後未登記団体に対して、書面により督促するものとする。なお、督促書(別記第1号様式)は、団体の代表者の住所又は居所に送付するものとする。
- 2 1の督促書を送付した日から1月を経過してもなお法第13条第2項及び条例第5条の 規定による届出がないときは、認証後未登記団体に対し、再度、書面により督促するもの とする。この場合において、期日までに当該届出がないときには、設立の認証の取消し手 続きを開始する旨を書面に記載するものとする。(認証取消予告)

なお、再督促書(別記第2号様式)は、団体の代表者の住所又は居所に送付するととも に、再督促書の写しを団体の主たる事務所所在地にそれぞれ送付するものとする。

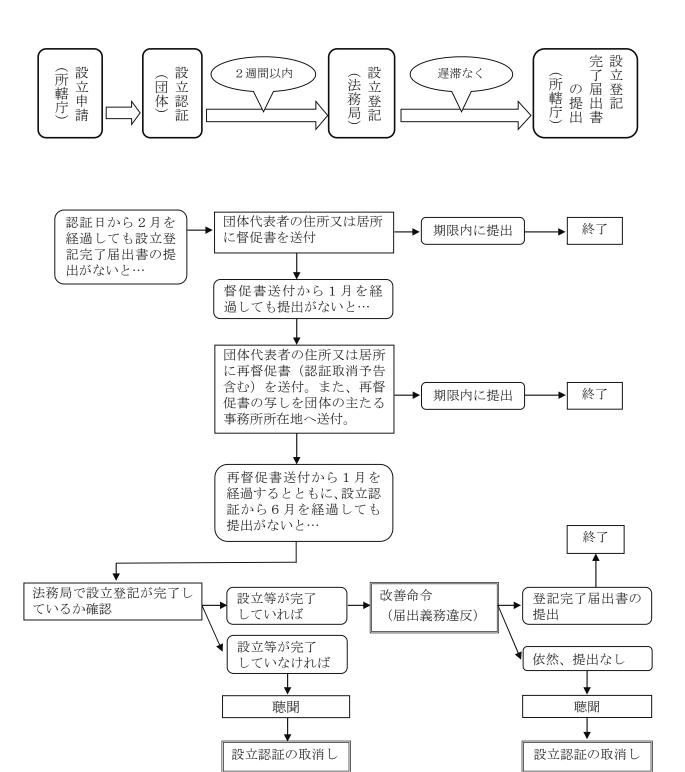
- 3 再督促書を送付した日から1月を経過し、かつ、設立の認証があった日から6月を経過した場合において、認証後未登記団体から法第13条第2項及び条例第5条の規定による届出がないときは、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において設立の登記の有無を確認するものとする。
- 4 設立の認証を受けた団体が、設立の登記をしているにもかかわらず、法第13条第2項 及び条例第5条の規定による届出を行っていないことが明らかになったときは、法第42 条の規定に基づき、改善命令(届出義務違反)を行うものとする。
- 5 設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしていないことが明らかになったときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定により、設立の認証の取消しに係る聴聞を行うものとする。この場合において、その手続については、行政手続法及び高知県聴聞手続規則(平成6年高知県規則第60号)に定めるところによる。
- 6 5の聴聞において合理的な回答がなされなかった場合は、法第13条第3項の規定に基づく設立の認証の取消しを行うものとする。この場合において、取消書(別記第3号様式)は、団体の代表者の住所又は居所に送付するとともに、取消書の写しを団体の主たる事務所所在地にそれぞれ送付するものとする。

- 7 法第13条第3項の規定に基づく設立の認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項 について、県のホームページにおいて、県民に対し、情報提供をするものとする。
  - (1) 団体の名称及び主たる事務所所在地
  - (2) 代表者の氏名
  - (3) 認証日
  - (4) 認証の取消日
  - (5) 認証取消に至った理由
- 8 法第13条第3項の規定に基づく設立の認証の取消しを行った場合は、法第12条第1 項の規定による設立の認証に係る書類(以下「設立認証書」という。)を当該団体が保有 しているときは、代表者に対して、設立認証書の返還を命じるものとする。
- 9 この対応方針は、法第34条第5項において準用する法第12条第1項の規定による知事の合併の認証を受けた者が、法第39条の規定による合併の登記を行わない場合の取扱いについて準用し、別記様式は、適宜修正の上、使用することができるものとする。

## 附 則

- 1 この対応方針は、令和4年12月26日から運用する。
- 2 この対応方針の運用を開始する際に、既に設立認証があった日から6月が経過している団体については、附則1の運用開始日を認証日から2月が経過した日とみなして取り扱うものとする。

## 設立登記完了届出書等の提出がない団体に対する対応フロー



- ※ 所轄庁は高知県
- ※ 認証取消しについては、県ホームページ等で団体の名称及び主たる事務所所在地、代表者の氏名、 認証日、認証取消日、認証取消に至った理由を公表します。
- ※ 合併の登記についても、法令に基づき、上記に準じて取り扱います。